

媛剣連第28号  
令和6年5月21日

加盟団体長  
様  
学校長

西条市剣道連盟  
会長 田邊 重義

### 剣道段級位審査会開催のご案内

下記のとおり審査会を行いますので、会員に周知のうえ、審査料と共に一括申請してください。

#### 記

1 期 日 令和6年7月7日(日)

(1) 新居浜審査会

① 初段 受付・・・9:00～9:45

開始・・・10:00

② 二段～五段 受付・・・12:00～12:30

開始・・・12:45

申込状況により受付時間が変更になる可能性があります。

(2) 大洲審査会

1級～三段 受付・・・9:00～9:45

開始・・・10:00

2 会 場

(1) 新居浜審査会 新居浜武徳殿(新居浜市徳常町4-6 電話 0897-34-1888)

(2) 大洲審査会 大洲市総合体育館(大洲市若宮625-4 電話 0893-24-6255)

3 審査範囲

(1) 新居浜審査会 初段～五段

(2) 大洲審査会 1級～三段

#### 4 内 容

##### 1級審査

実技、木刀による剣道基本技稽古法

〈実技審査〉 受審者同士の立会い2回

〈木刀による剣道基本技稽古法〉(実技合格者について行う)

※基本1～4、基本5～9で「元立ち」「掛り手」を入れ替えて実施する

##### 段位審査

〈実技審査〉 受審者同士の立会い2回

〈学科審査〉 2問を出題

提出方式とします。

別添の問題に解答のうえ、申し込みと同時に提出してください。

(受審番号は空欄としてください。なお、解答は必ず自筆で記載すること。自筆でなければ受け付けないので気を付けること。)

〈日本剣道形審査〉(実技合格者について行う)

初段〔太刀1～3本目〕 二段〔太刀1～5本目〕

三段〔太刀1～7本目〕 四、五段〔太刀1～7本目・小太刀1～3本目〕

※「打太刀」「仕太刀」のどちらかのみ実施する

#### 5 申 込 み

(1) 締 切 **令和6年5月31日(金) 必着**

(2) 申込み先 西条市剣道連盟事務局 宛て

(3) 審査料(消費税込み)

1級 1, 100円 (うち消費税100円)

初段 4, 400円 (うち消費税400円)

二段 5, 500円 (うち消費税500円)

三段 6, 600円 (うち消費税600円)

四段 7, 700円 (うち消費税700円)

五段 8, 800円 (うち消費税800円)

※田邊武道具店かカワムキ商事に預けるかまたは、下記の口座に振込むこと

[振込先] ※送付書類参照

(4) 合格料等(消費税込み)

1級 4, 250円 (うち消費税250円 入会金1,500円含む。)

初段 9, 647円 (うち消費税877円)

二段 10, 670円 (うち消費税970円)

三段 14, 905円 (うち消費税1,355円)

四段 18, 040円 (うち消費税1,640円)

五段 24, 310円 (うち消費税2,210円)

※審査会当日、合格料の徴収はありません。後日、加盟団体を通じて請求します。

請求があるまでは、振込みをしないようお願いします。

## 6 コロナ対応等

- ② 各自感染対策を講じていただき、体調不良や風邪症状がある方は受講を控えてください
- ② <sup>い</sup>受審者は、実技審査時面マスクまたはシールドを着用すること。(但し、個人の判断で面マスクとシールドを併用することも可)  
「木刀による剣道基本技稽古法」及び「日本剣道形」の審査時のマスク着用は個人の判断とします。

## 7 特記事項

- ① 初段は1級受有者で審査会当日の時点で、満13歳以上の会員は受審できます。
- ② 日本剣道形と学科試験の不合格者（実技は合格していること）については、剣道形または学科試験のみの審査の再受審を認めます。但し、再受審は一年以内1回限りとし、通常のコレの審査料が必要です。該当者は受審申込時に『合格証明書（原本）』を添付するようになっておりますのでご留意ください。
- ③ 本年開催の日本剣道形講習会を受講、修了した受審者は、段位審査の形審査を免除いたします。申請書と一緒に講習会修了書のコピーを必ず添付してください。

## ※下記の事項を遵守してください

1. 審査申込書(第5号様式/A4版)に必ず受審地の記載をすること。
2. 現段級位の取得年月日については、証書の年月日を申込書に正確に記載すること。
3. 当剣連以外(県外)にて現有段位を取得している人は認定証のコピーを添付すること。
4. 各段位受審に必要な修業年限が足りない者の受審は認めないので、特に注意すること。
5. 学科問題は、愛媛県剣道連盟ホームページに掲載。
6. 現段位取得後、結婚等で氏名の変更があった場合は「証書受領後の改名又は其旨」の欄に旧氏名を記入すること。
7. 全剣連への登録(コンピューター入力)を正確に行うため、氏名(特にふりがな)、住所、電話番号等審査申込書は明確に記入すること。
8. 審査申込書の「愛媛県剣道連盟会員番号」の欄に、愛媛県剣道連盟会員名簿記載の会員番号を必ず記入のこと。(不明の場合は空欄可。1級受審者は記入不要)
9. 学生は、学年を必ず明記すること。
10. 初段以上を受審する者は、愛媛県剣道連盟への登録をあらかじめ必ず行うこと。
11. 新剣道称号・段位審査規定第16条2項(『会則・規定』参照)により申請する場合は、審査申込書の空いている場所に、その旨と具体的事由を明記すること。
12. 所属団体、学校名など大きく刺繍した剣道着(袴は構わない)の着用は、差し控えること。やむを得ない場合は、テープなどで隠すこと。
13. 合格料(1級合格者は、別途、年会費などが必要)は、後日、加盟団体・学校を通じて納入のこと。(審査終了後の合格料の集金は行いません。)
14. 受審申込み後から審査当日の間に、やむを得ない事由により受審を取りやめたい場合は、すみやかに剣連へ連絡ください。その場合には受審料の返金を行います。返金方法は、①当日受取り(代理受取り可。)、②振込み(振込み口座を明記したものを剣連へ報告。振込み手数料は、受審者負担となります。)のどちらかでお願います。

### 四段・五段の形審査の方法について

#### 審査会場へ入場後、

- ①仕太刀は、小太刀を立会の位置から5歩後方へ置き、その後立会の位置に進む。
- ②打太刀、仕太刀は立会の位置で「正面」へ向く。
- ③審査係員が、「打太刀」「仕太刀」の宣告をし、「日本剣道形はじめ」の号令をかける。
- ④その後、(審査係員の号令なく)お互い気を合わせ「正面への礼」、「相互の礼」をする。
- ⑤審査係員の号令なく、お互い気を合わせ「太刀の形1本目」から演武を行う。
- ⑥太刀の形終了後、相互の礼を済ませ、仕太刀は小太刀に持ち替え、立会の位置に進む。
- ⑦「小太刀の形」立ち会いについては、同組揃ったところで開始する。
- ⑧小太刀の形終了後、「相互の礼」を行い、その場で待機する。
- ⑨審査係員が「やり直しがある場合1本1回のやり直しを認める」の号令により、該当受審者は、近くの審査員に申し出て再演武を行うことができる。
- ⑩やり直しが終了したら、双方立会の位置で相互に向かい合った状態から、審査係員の「退場」の号令により退場する。